

平成 30 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業)
成果報告書 (I)

実施機関名 (福井県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

当県では、これまで「特別支援教育総合推進事業」「早期からの教育相談・支援体制構築事業」(平成 24・25 年度)、「早期からの教育相談・支援体制構築事業」(平成 26・27 年度)を受け、平成 24～26 年度の 3 年間で学習面、行動面、対人面の課題別に指導支援の実践を「特別な支援を要する児童生徒への指導・支援事例集(以下、指導事例集)」にまとめた。平成 27 年度には通常学級における発達障害児童生徒を含める授業支援にも取り組み、児童生徒の実態の把握方法や支援方法について「ユニバーサルデザインによる授業づくりのガイドブック」をまとめ、県内の全小・中学校に配付し、研修会等で活用している。

さらに、平成 28・29 年度には「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業・系統性のある支援事業」を受け、支援が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画等の作成や、支援の引継ぎについて重点的に取り組んでいる。また、「通級による指導担当教員専門性充実事業」では、担当教員の専門性の向上を図るため、通級による指導対象の児童生徒の特性に応じた個別指導を中心に実践研究を行い、通級指導実践報告書「つうきゅう」としてまとめた。平成 29 年度には新たに「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業(発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業)」を受け、通常学級に在籍する発達障害等支援や配慮が必要な児童生徒の支援をさらに充実させるために、小学校 1 年生から 3 年生の国語、算数における通常の学級の中での支援の在り方についての実践研究を行ってきた。対象児童は、県が実施した発達障害等の調査において、文部科学省の平成 24 年度調査のチェックリストで学習面における困難さがあると判断される児童とした。教科指導について教員に指導・助言ができる教科教育スーパーバイザーを配置し、学校を訪問して授業を参観する中で、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用しながら学習上のつまずきに対応する教科の指導方法等について検討を行った。

当県では、文部科学省が実施した発達障害等の調査(平成 24 年度)を参考に、県内のすべての小・中学校を対象として「発達障害等支援や配慮を必要とする児童生徒の調査」(以下、発達障害等調査)を定期的に行っている。これは、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況や支援や配慮等の実態を明らかにし、児童生徒への支援を充実させることを目的としている。平成 29 年度の調査結果では、小・中学校では通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が 6.2% (3,845 人/62,333 人) 在籍し、そのうちの約 4 割が、小学校 1～3 年生までの低学年で支援を必要とする児童生徒であった。

支援や配慮が必要な児童が、通常の学級で教科のねらいを達成するために必要な集団内での支援については、つまずきの背景となる要因を明らかにし、それに応じた指導・支援や教材の工夫が必要である。平成 29 年度の実践において、国語では教材の一部にしか着目できない、既習内容が活用困難である実態、算数では 5 や 10 などのかたまりとしての数の認識困難、計算困難などの実態に関する教科指導の研究を行った。しかし、これらの背景についての分析が十分とは言えず、つまずきに応じた指導・支援のさらなる充実が課題である。また、個別の教育

支援計画や、個別の指導計画の作成は進んできているが、十分な活用までは至っていない。現状に対して、指導・助言ができる教科教育スーパーバイザーを配置することで、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用しながら、学習上のつまずきに対応する教科の指導方法等について実践研究を行っていく。

2. 目的・目標

前述したように本県では、これまでに発達障害のある児童生徒を対象に、指導面に関する事業として長年取り組んできており、毎回指導事例集等を作成し、全小・中学校に配布し、活用してきている。

- ① H24～25年度 「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
「特別支援教育体制整備の推進事業」
- ② H26～27年度 「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
- ③ H28年度 「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業
(系統性のある支援研究事業)」
「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(通級による指導担当教員等専門性充実事業)」

本事業では、これまで作成してきた指導事例集を参考に、また、平成20・21年度の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「小中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究」の「学級サポートプラン」や「支援の手立てリスト」等を参考にしながら、通常学級の中での教科における有効な指導方法の検証・開発に取り組むことを目的とする。2年間の目標としては、国語と算数に的を絞り、小学校1～3年生における発達障害のある児童に対して、APDSサイクル(「分析」→「計画」→「指導」→「評価」)の中で、各過程における課題を整理し、単元毎に繰り返し実践を重ねていく。

- A 分析：どこにつまづいているのかを授業参観やアセスメントをとおして把握する。
何でつまづいているのかその原因について仮説を立てる。
- P 計画：つまずきについて、個別の指導計画に目標として明記する。
単元の展開として、つまずきを意識した目標と内容を設定する。
- D 指導：単元の展開として、支援の手立てリストを参考に有効な指導方法を設定する。
指導方法について、授業の中で実践する。
- S 評価：指導の結果、どのような成果が得られたのかをテストを通して評価する。
指導の結果、指導方法の有効性についても評価する

具体的な取組みとしては、以下のとおりとする。

- ① 通常学級に在籍する小学校1～3年生の内、本県調査において発達障害の可能性のある児童を対象にする。
- ② 教科教育スーパーバイザーが、担任との相談を通して、本県の発達障害等の調査結果による教育支援一覧表をもとに、児童を3段階の支援レベルに分類する。
 - ・担任の日々の授業の配慮で対応が可能な児童
 - ・授業においてティームティーチングで対応が可能な児童
 - ・通級等の個別の取り出しが必要な児童

- ③ 教科教育スーパーバイザーが担任と協力しながら、対象となる児童について、授業参観と国語・算数に係るアセスメントを行い、つまずきの内容や原因と考えられる背景について検討する。
- ④ 教科教育スーパーバイザーが、担任との相談を通して試案の指導方法支援リストの中から、単元毎に有効と思われる指導方法について選定し、その手立てを個別の指導計画に記入し、授業活動の中で実践する。
- ⑤ 教科のねらいに達成できたかどうかを単元毎のテスト等で、また指導方法が有効であったかどうかについて担任からの聴取で評価し、個別の指導計画の見直しを行う。
- ⑥ ①から⑤について、定期的に研究協議会を開催し、外部専門家等の意見を取り入れながら、指導方法等と個別の指導計画の活用方法について検討する。

3. 主な成果

(1) 教科教育スーパーバイザーの学校訪問による教科指導支援の拡大

教科教育スーパーバイザーが実際に学校を訪問して、授業参観やアセスメント、懇談等を通して専門的な立場から実態把握や目標の設定、児童のつまずきに応じた教科指導方法の検討を行ったことは、児童へのつまずきに応じた指導としてはもちろん、学校全体における特別支援教育の理解推進を図るために大変有効であった。また、年に3～4回学校訪問することによって、対象児童の目標の達成状況や指導の成果と課題等を継続的に確認しながら、APDSサイクルによって指導・支援を行うことができた。

学校訪問では、通常の学級担任の他、管理職や特別支援教育コーディネーターとも懇談し、通常の学級内でもできる支援やちょっとした特別支援教育の視点による工夫などを、前述の事業の刊行物を活用しながら紹介した。成果物には、通常の学級におけるつまずきに応じた教科指導につながる大変参考となる実践が数多く記載されている。それらを広く周知し、継続的に活用していくために、校内の特別支援教育の先頭や中心となる者に伝えることによって、他教職員の授業における具体的な指導・支援につなげることができた。

(2) 「発達障害等支援や配慮を必要とする児童生徒調査」による当県の現状と傾向の把握

毎年、継続的に「発達障害等支援や配慮を必要とする児童生徒調査」を行うことによって、当県の現状と支援状況の進み具合や、これまでの取組みの成果と課題を確認した。平成30年度の調査結果では、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は約7.1%（4,360人/61,367人）であった。この値は平成29年度より0.9ポイント上がっており、支援の必要な児童生徒が増加していることが分かった。一方、そのうちの小学校1～3年生までの割合は平成29年と大きく変わらず約4割であり、低学年で支援を必要とする児童が変わらず多くを占めており、それらの発達段階の児童のつまずきに応じた教科指導の在り方を考えていく必要があることが伺えた。

(3) 教科指導法連絡協議会等による市町教育委員会や関係機関との連携

市町教育委員会の特別支援教育担当指導主事や県の関係機関である特別支援教育センターや嶺南教育事務所の指導主事等も参加した教科指導法連絡協議会を開催した。協議会では、それぞれの立場から有効な教科指導法の事例を紹介したり、つまずきに対する有効な指導方法を検討したりして、幅広い具体的な教科指導法について理解を深め、共通理解することができた。そして、これらの指導法について、各市町や関係機関における研修会等で取り扱うよう依頼し、小・中学校への周知を図った。このように、各市町教育委員会や関係機関と連携することで、各校における発達障害の可能性のある児童生徒の特性の理解やそれに応じた

指導しようとする教職員の理解啓発、指導力の向上につなげることができ、つまずきに応じた教科指導法の各校での活用が図られた。

4. 取組内容

① 教科の学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法及び指導の方向性の在り方の研究

(1) 対象とした学校種、学年

小学校、1～3年

(2) 教科名

国語、算数

(3) 実施方法

○教員をサポートする教科教育スーパーバイザーの配置

指定校を学校訪問して授業参観を行い、学習上のつまずき等の実態把握、目標の設定、つまずきに応じたまたは目標達成のための指導方法等について、学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、学級担任等と検討を行った。また、県の関係機関である特別支援教育センターの指導主事も学校を訪問し、必要に応じて発達検査を行ったり、教科教育スーパーバイザーと共に授業参観や指導方法の検討等を行うこともあった。指導方法の検討では、小学校1年生から3年生の類似するつまずきのある児童に対する、国語や算数の教科や単元の特性に応じた指導を考えた。これらの内容は、個別の教育支援計画・指導計画に活かすとともに、活用や移行支援等も適切に行うよう指導・助言を行った。

○「発達障害等支援や配慮を必要とする児童生徒調査」の活用

調査項目へのチェックを通して、児童の障害特性と支援の段階を把握した。また、その調査結果や授業での対象児の様子を通して、教科や単元の具体的なつまずきについて整理した。そして、支援の段階が高い対象児童を絞って、有効な指導法について検討した。

○「発達障害のある児童生徒に対する教科指導研究協議会」を開催

教科教育スーパーバイザー、特別支援教育センター、嶺南教育事務所、指定校、市町教育委員会、県教育委員会関係者等による教科指導研究協議会を開催した。協議会では、指定校での取組みの紹介やそれについての協議を行い、児童のつまずきに応じ、有効な指導方法について検討を重ねた。それぞれの立場での取組みについて紹介し合うことで、多様な指導方法について認識を広めることができた。

(4) 取組みの概要

ア 教科における学習上のつまずきを把握するための方策

対象児童の実態を客観的に把握するため、当県で毎年実施している「発達障害等支援や配慮を必要とする児童生徒調査」における調査項目を活用し、児童のつまずきが学習面によるものか、行動面または対人面によるものかを検討した。また、学習面に該当する場合は、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」のいずれの領域での学習が特に困難であるか、チェック項目を参考に考えた。同様に、当県の支援ツールである「子育てファイルふくいっ子」のチェック項目も活用した。

また、実際に教科教育スーパーバイザー等が学校訪問において授業参観をすることによって、観察からも実態や学習上のつまずきの把握を行った。さらに、対象児に関わる担任等の教職員等からの聞き取りやWISC等の発達検査の結果も参考にして、さまざまな視点から学習上のつまずきを探った。

イ 実施した指導方法（工夫した点）

（i）授業における全体指導、個への指導について

全体指導での個別指導については、対象児や保護者の気持ちに配慮し、全面的な個別対応や大掛かりな教材の使用ではなく、必要な時に必要な指導・支援を行えるよう児童の様子に気を配りながら指導を行った。その際、机間巡視の際に様子を観察したり、机の位置を担当の指導しやすい場所に配置したりした。また、対象児に限定された指導法ではなく、つまずきに対する指導であり、同様のつまずきのある児童みんなに有効であるという認識を学校全体ももてるよう意識の改革を図った。そして、誰にでもつまずきがあり、それに応じた指導を受けることが自然となる学級の雰囲気づくりに努めた。

（ii）個別指導について（取り出し指導、通級による指導との連携など）

個別指導が必要な児童については、通級による指導や個別の指導の時間を設けるなどして、そのつまずきに応じた指導や指導方法の有効性を確認した。通級による指導においては、学習上のつまずきや指導の目的、単に教科補充とにならないこと等について保護者や通常の学級担任と共通理解した上で指導を行った。そして、通級による指導担当者と学級担任が連携して、通級による指導の成果や有効だった指導方法を通常の学級でも取り入れた。

5. 今後の課題と対応

- ・当県実施の「発達障害等支援や配慮を必要とする児童生徒調査」によると、支援や配慮の必要な児童生徒の割合は年々高まっている。これは学習上または生活上の困難さがある児童生徒が増えており、その対応が高まっていると言えるが、児童生徒が通常の学級に在籍しているため、通常の学級においても特別支援教育の視点に基づいた授業改善、指導方法の工夫等が必要であると考え。そのために、通常の学級でできる支援を担当にどのように周知していくか、その有効な伝達手段を市町教育委員会、関係機関等と連携しながら図っていく。
- ・通常の学級においては、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりも大切である。しかし、本事業における教科指導では、つまずきのある児童生徒への全体の場での個に応じた指導を研究対象としている。よって、これらの違いを踏まえつつ、どちらのよさも活かされた授業づくりに取り組まなければならないと考える。
- ・本事業も恒久的に存在するのではなく、事業を通して高めた特別支援教育に関する専門性等をどう維持・向上していくかが課題である。そのために、指定校での取組みが全県下でも活かされるような研修体制や市町教育委員会指導主事を通した各校への周知の方法、教科教育スーパーバイザーの学校訪問終了後の継続した取組みなど、事業終了後も見据えた発達障害に関する教職員等の理解啓発、専門性の維持・向上に関する取組みの在り方を考えていかなければならない。

6. 問い合わせ先

組織名：福井県教育委員会

- (1) 担当部署 福井県教育庁高校教育課 特別支援・発達障害児教育グループ
- (2) 所在地 福井県福井市大手3丁目17-1
- (3) 電話番号 0776-20-0571
- (4) FAX番号 0776-20-0669
- (5) メールアドレス y-maeda-68@pref.fukui.lg.jp (指導主事 前田由紀)